

# 学校法人日本大学役員報酬等に関する規程

令和2年3月13日制定  
令和2年4月1日施行

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人日本大学寄附行為（以下「寄附行為」という）第16条及び第23条に基づき、学校法人日本大学（以下「この法人」という）の役員に対する報酬、賞与、手当等（以下「報酬等」という）及び役員が退任した場合の退任慰労金（以下「退任慰労金」という）の支給に関する必要事項を定める。

## 第2章 役員報酬等

(支給対象者)

第2条 報酬等は、次の各号に掲げる役員に対し、理事会の議を経て、支給するものとする。ただし、第7号から第10号の役員には賞与を支給しない。

- ① 理事長
- ② 学 長
- ③ 副理事長
- ④ 副学長（専任）である理事
- ⑤ 副学長である理事
- ⑥ 常務理事
- ⑦ 常任監事
- ⑧ 理 事
- ⑨ 監 事
- ⑩ 理事長の代理又は代行者（以下「理事長の代理・代行者」という）及び学長の代理又は代行者（以下「学長の代理・代行者」という）

(報 酬)

第3条 前条第1号から第7号までに定める役員（以下「常勤役員」という）の報酬月額は、日本大学教職員給与規程に定める基本給表のうち、専任教職員に適用される最上位号俸額を基礎額とし、別に定める報酬加算額を加算したものとする。ただし、常任監事の報酬は、別に取扱うものとする。

- 2 常勤役員を二つ以上兼ねる場合は、最高位の報酬のみ支給する。
- 3 前条第8号及び第9号に定める役員（以下「非常勤役員」という）並びに第10号に定める役員の報酬は、別に定める。
- 4 理事長の代理・代行者及び学長の代理・代行者が当該職務を代理又は代行した場合は、当該役員の報酬相当額を支給する。

(賞 与)

第4条 賞与は、報酬月額にこの法人の専任教職員に適用する支給率を乗じたものとする。

(基本給適用者の報酬)

第5条 この法人の専任教職員の身分を有する者が常勤役員に就任した場合の報酬及び賞与は、第3条に定める報酬額又は前条に定める賞与から専任教職員として受ける基本給又は賞与を控除した額

とする。

(手当等)

第6条 役員が業務の執行に当たり、公共の交通機関を利用して通勤又は出勤する場合は、通勤手当又は交通費を支給することができる。

2 役員の旅費については、別に定める。

3 第2条第8号に規定する理事のうちこの法人の専任教職員の身分を有しない理事（以下「外部理事」という）に本部設置委員会の委員等を委嘱した場合は、次の基準により委員会手当を支給する。

① 基本手当

(1) 委員長 半期 10万円

(2) 副委員長 半期 5万円

(3) 委員 半期 2万5千円

② 出席手当 出席1回につき2千円

③ 支払時期

(1) 11月期 4月1日から9月30日まで

(2) 5月期 前年10月1日から3月31日まで

(理事報酬の加算)

第7条 外部理事がこの法人の特定の業務を執行した場合は、一つの業務執行につき20万円を加算する。

2 支給時期及び対象期間については、第8条第1項第2号及び同条第3項を準用する。ただし支給対象期間中途に就任した場合は月割り計算とし、万円未満の端数は切り上げて万円単位とする。

(支給時期及び方法)

第8条 報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

① 常勤役員の報酬は、毎月23日に支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

② 常勤役員の賞与、非常勤役員及び理事長又は学長の代理・代行者の報酬は、専任教職員の賞与支給日に支給するものとし、それぞれの支給日は次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、支給日を変更することができる。また、支給日が休日又は土曜日に当たる場合の取扱いは前号に準ずる。

(1) 6月期 6月15日

(2) 12月期 12月5日

2 常勤役員の賞与、非常勤役員及び理事長又は学長の代理・代行者の報酬の支給対象期間は、次のとおりとする。

① 6月期 前年11月1日から4月30日まで

② 12月期 5月1日から10月31日まで

3 常勤役員が月の途中で就任、退任又は解任となった場合の報酬は、その月の総日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算で支給する。

4 非常勤役員及び理事長又は学長の代理・代行者が第2項各号の途中で就任、退任又は解任となった場合の支給額は、在任期間に応じた額とし、退任時又は解任時は第1項第2号に定める支給日を繰り上げて支給することができる。

- 5 前項の報酬額を算出する上で生じた100円未満の端数は、100円単位に切り上げる。
- 6 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 7 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

### 第 3 章 役員の退任慰労金

(退任慰労金の適用・支給)

第9条 退任慰労金支給の適用を受ける役員は、第2条に定める役員とする。

- 2 退任慰労金は、役員として1年以上在任した者が役員を退任したときに支給する。ただし引き続き役員に就任した場合を除く。
- 3 退任慰労金は、役員本人に支給し、本人が死亡したときは、遺族に支給する。
- 4 前項の遺族の順位は、次の各号のとおりとする。

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父 母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹

- 5 同順位の遺族が数人あるときは、その遺族において、1名の代表者を定めてこの法人に申し出るものとする。
- 6 役員を退任した時点でこの法人の専任教職員の身分を有する役員の退任慰労金は、専任教職員を退職したときに支給する。

(支給基準)

第10条 常勤役員の退任慰労金は、役員退任時の報酬月額を支給基準額とし、これに役員在任年数と第15条に掲げる役員係数を乗じた額とする。

- 2 役員の変更又は再任の場合の退任慰労金は、それぞれ役員在任期間の基準に基づき通算するものとする。
- 3 この法人の専任教職員の身分を有する役員の退任慰労金は、退職時における役員報酬月額から退職時基本給のうち本給月額を控除した額をもって支給基準額とする。
- 4 非常勤役員は、年間報酬額の20パーセント相当額をもって支給基準額とする。

(理事長代理・代行者及び学長代理・代行者の退任慰労金)

第11条 第2条第10号に定める理事長の代理・代行者及び学長の代理・代行者の退任慰労金は、その業務期間中を対象としてそれぞれ第10条の支給基準を準用する。

(兼務役員の退任慰労金)

第12条 役員を二つ以上兼ねる場合の退任慰労金は、最高位の基準額のみを基に算定し、支給する。

(役員在任年数)

第13条 在任期間は、役員就任から退任までの期間とする。在任年数は、1か年を単位とし、端数は月割り計算とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

(在任期間等の特例)

第14条 役員がその任期中にこの法人の都合又は業務上の傷病その他特別の事情により退任した場合

は、特に任期中の残任期間の範囲内で理事会の承認を経て別途在任期間を加算することができる。

(役員係数)

第15条 役員係数は、次のとおりとする。

- ① 理事長 1.2
- ② 学長 1.2
- ③ 副理事長 1.15
- ④ 副学長（専任）である理事 1.15
- ⑤ 副学長である理事 1.1
- ⑥ 常務理事 1.1
- ⑦ 常任監事 1.0

(その他)

第16条 退任慰労金支給に関するその他の事項は、第8条第5項から第7項までの定めを準用する。

#### 第4章 その他

(規程の改正)

第17条 報酬等及び退任慰労金の変更によりこの規程を改正する場合は、役員報酬検討委員会（以下「委員会」という）の答申に基づき、評議員会の意見を聴いた上で理事会の議を経て、決定する。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(長欠者の報酬等)

第18条 長欠者の報酬等は、委員会の意見を聴いて調整の上支給することができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 副学長に選任された者が、寄附行為第8条で定める理事の職を有していない場合においても、理事の職を有する副学長と同様にこの規程を準用する。